

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

廃棄物処理法はどう変わったか（その11：最終処分場廃止の意味）

前回まで3回にわたって、最終処分場に係る制度変遷や基準の強化について書いてきましたが、今回は最終処分場廃止の意味について書いてみたいと思います。

本年6月号コラムでも、最終処分場の廃止については、平成3年の法改正で届出制度が創設され、さらに平成12年の法改正で実質的に許可制に強化されたと書きました。

平成3年以前は、県・市規則によって設置者に「廃止報告」を求める制度がありましたが、明確な廃止の判断基準が存在しないことが原因で、特に、管理型最終処分場にあつては、ほとんどの処分場が廃止できないまま平成12年の法改正を迎えました。そこで、前回コラムに記載したような驚きの法改正が登場します。毎月1回の放流水の水質分析、地下水汚染監視用井戸の設置や地下水の分析、地中温度や発生ガスの分析実施等多大な責務が課されることになり、最終処分場設置者は非常に困惑しました。これらの義務を果たすためには多大な費用を要しますが、維持管理積立金制度がなかった時代ですので、なんとか早く廃止基準を満たしていることを立証して、「廃止確認」を受けることに必死でした。

ここまでは前置きで、今日書きたかったのは、ここから先のこと、最終処分場廃止の意味についてです。地中又は海中に埋立てられた廃棄物は、一部は分解してガス化するものもありますが、大部分は廃棄物のままその場所に「格納」されている状態で、将来にわたって廃棄物でなくなるということはありません。つまり、最終処分場の廃止の意味は、「廃止時点の状況が継続されて手を加えられなければ、環境保全上の支障は生じない。」ということになります。

このことは、廃止基準を見れば理解ができます。主な廃止基準は

- (1) メタンやアンモニア等のガスの発生がほとんど認められないこと
- (2) 埋立地の内部温度が周辺の地中温度に比べ高温になっていないこと
- (3) 浸出液濃度が、原水の状態で（排水処理施設を通さなくても）放流基準に適合していること

と規定されていて、ほぼ分解が終了し、水質も安定した状況が2年以上継続したときに廃止確認を受けることができ、この状態が以後も継続すれば周辺環境に悪影響を及ぼさないことを予測しています。

従って、この前提が崩れる状況つまり処分場跡地において掘削攪乱を伴うような開発や土地利用が行われた場合には、周辺環境への影響発生のおそれが生じることとなります。

こうしたことを防止するため、平成16年の法改正で、

- (1) 処分場跡地等の廃棄物が地下にある場所の区域を「指定区域」として指定・告示すること
- (2) 指定区域において、掘削・攪乱等を伴う土地の形質変更を行う場合は、工事着手の30日前までに許可権者に届出を行うこと
- (3) 許可権者は届出書に記載された形質変更の施工方法に問題があると認めるときは、計画変更命令を発出できること

が規定されました。

考えてみれば当然の話で、例えば石綿スレートのような廃棄物が埋まっている場所を無秩序に掘削したら、割れたスレートからアスベストが大量に飛散し、周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

結論としては、廃棄物最終処分場は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに絶対に必要な処理施設ですが、一旦こうした使い方をした土地は、その廃止後も土地利用上の大きな制約を受けることを承知していなければなりません。